

制 定 平成 21 年 12 月 24 日

改 定 平成 25 年 6 月 10 日

改 定 平成 26 年 2 月 25 日

金融円滑化管理方針

栃 木 信 用 金 庫

金融円滑化管理方針

（目 的）

第1条 当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、本方針を定める。

（定 義）

第2条 本方針において、「金融円滑化」とは、以下の①から⑤をいい、「金融円滑化管理」とは、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮する観点から、これらを達成するために必要となる管理をいう。

- ① 顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保
- ② 顧客の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うことの確保
- ③ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関し、顧客に対する説明を適切かつ十分に行うことの確保
- ④ 顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施することの確保
- ⑤ その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要であると判断した事項が適切になされることの確保

（管理体制）

第3条 金融円滑化管理に関する方針を定めた本方針を理事会において定め、金融円滑化管理の実効性を確保するため、理事会において「金融円滑化管理責任者」を選任するほか、理事会、常務会及び金融円滑化管理責任者の役割を定めた「金融円滑化管理規程」を策定する。

（体制整備）

第4条 金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門（融

資審査部門)は、定期的または必要に応じて随時、融資審査基準及び与信管理方法の見直しを行う。

- 2 金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者及び顧客説明管理者(金融円滑化管理担当者)、事務統括責任者は連携して顧客保護を図るための取り組みを行う。
- 3 顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組みに関するきめ細かな支援を行うため、本部の経営支援グループが対応する。
- 4 顧客の事業価値を適切に見極めるための能力(以下、「目利き能力」という。)の向上のため、総務部門は役職員に対し、目利き能力向上のための研修等を実施する。
- 5 債務者からの貸付条件の変更等の申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。)がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図る。
- 6 債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図る。
- 7 金融円滑化管理責任者は、関連する各部門と連携して「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための態勢整備を図る。また、役職員に対し、同ガイドラインに基づく対応を適切に実施することを確保するために必要な事項を周知徹底する。
- 8 金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者及び顧客説明管理者(金融円滑化管理担当者)、事務統括責任者は連携して、主債務者及び保証人からの保証契約に関する相談等に対して「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための取り組みを行う。

(方針の改廃)

第5条 本方針の改廃は、理事会の決議による。

(付 則)

本方針は、平成21年12月24日から適用する。

以 上

制 定 平成 21 年 12 月 24 日
改 定 平成 22 年 9 月 1 日
改 定 平成 25 年 6 月 10 日
改 定 平成 26 年 2 月 25 日

金融円滑化管理規程

栃 木 信 用 金 庫

金融円滑化管理規程

(目 的)

第1条 本規程は、信用金庫の最も重要な役割の一つである地域金融の円滑化に資するため、金融円滑化管理に関する組織体制、権限及び役割、方法等を定めることによって、適切なリスク管理体制の下、関係金融機関等との連携を十分に図りながら、金融仲介機能・コンサルティング機能を積極的に発揮していくことを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程において、「金融円滑化」とは、以下の①から⑤をいい、「金融円滑化管理」とは、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮する観点から、これらを達成するために必要となる管理をいう。

- ① 顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保
- ② 顧客の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うことの確保
- ③ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関し、顧客に対する説明を適切かつ十分に行うことの確保
- ④ 顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施することの確保
- ⑤ その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要であると判断した事項が適切になされることの確保

(管理体制)

第3条 金融円滑化管理に係る体制と役割を以下のとおりとする。

(1) 理事会

金融円滑化管理に係る最終意思決定機関を理事会とする。

- ① 理事会は、当庫の経営方針及び内部管理基本方針を踏まえた金融円滑化に関する管理方針（以下、「金融円滑化管理方針」という。）を定

め、金融円滑化管理方針に基づき本規程を策定する。

- ② 理事会は、金融円滑化管理方針の周知徹底を図るとともに、定期的または必要に応じて見直しを図る。
- ③ 理事会は、金融円滑化管理方針に基づく金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて管理体制の改善を図る。
- ④ 理事会は、金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理責任者を定めるとともに、金融円滑化業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等の適切な実施を図る。
- ⑤ 理事会は、定期的にまたは必要に応じて、経営に重大な影響を与える、または顧客の利益が著しく阻害される事案の報告を受け、改善のための指示を行う。

(2) 常務会

- ① 常務会は、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する重要な事項について協議し、必要ある場合は理事会に付議・報告する。
- ② 常務会は、金融円滑化管理方針に基づく金融円滑化管理を行うため、庫内の連絡・報告体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて、管理体制の改善を図る。
- ③ 常務会は、本規程の周知徹底を図るとともに、定期的または必要に応じて見直しを図る。

(3) 金融円滑化管理責任者等

金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門（以下、「金融円滑化管理部門」という。）をリスク管理部とし、金融円滑化管理部門の担当理事を金融円滑化管理責任者とする。

- ① 金融円滑化管理責任者及び金融円滑化管理部門（以下、「金融円滑化管理責任者等」という。）は、本規程及び第4条に定める「金融円滑化マニュアル」を営業推進部門等の金融円滑化に関連する部門（以下、「関係業務部門」という。）及び営業店等の金融円滑化に関する業務に従事する職員に遵守させるための具体的施策を実施する。
- ② 金融円滑化管理責任者等は、与信取引（問題債権の管理・回収等に関するものを含む）に関する規程、基準その他事務の取扱いに関する取決め等（以下、「与信取引関連規程等」という。）が、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施することを確保するために適切な内容となっているかを検証し、必要に応じて関連する各

部門と連携して適切な措置を講じる。

- ③ 金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店等に対し、債務者及び保証人からの保証契約に関する相談等に対して同ガイドラインに基づき適切に対応するための具体的な方策を指示する。
- ④ 金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店等に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示し、これらの部門等における金融円滑化が適切に行われるよう管理する。
- ⑤ 金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店等において適切な金融円滑化の実施を確保するため、定期的にまたは必要に応じて随時、金融円滑化関連情報を収集し、当該情報を適切に管理するとともに、その内容を分析する。
- ⑥ 金融円滑化管理責任者等は、金融円滑化管理を適切に実施できるよう、金融円滑化関連情報の分析結果をもとに、必要に応じて随時、関係業務部門及び営業店等に対して指導・監督等を行う。

（金融円滑化マニュアル）

第4条 金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門と連携し、以下の①から⑧の項目に係る当庫の規程等を集約した「金融円滑化マニュアル」を策定し、役職員に対し周知徹底を図るとともに、定期的または必要に応じて見直しを図る。

なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施することを確保するために必要な手続きについては、与信取引関連規程等に定めることとする。

- ① 新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合の対応に関する手続き
- ② 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込み時における記録の作成・保管及び報告に関する手続き
- ③ 新規融資や貸付条件の変更等に係る与信審査に関する手続き
- ④ 新規融資や貸付条件の変更等に係る与信審査の結果、謝絶することとなった場合の手続き（顧客説明・顧客サポート及び報告に関する手続きを含む）
- ⑤ 顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みの支援に関する手続き
- ⑥ 債務者からの貸付条件の変更等の申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）がある場合には、当該他の金融機

関等と緊密な連携を図るため手続き

- ⑦ 債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図るための手続き
- ⑧ その他金融円滑化に関する手続き

(報告体制)

第5条 金融円滑化管理に係る報告体制は以下のとおりとする。

- (1) 関係業務部門及び営業店等は、定期的にまたは必要に応じて随時、金融円滑化管理責任者等に対して金融円滑化関連情報を報告する。
- (2) 金融円滑化管理責任者は、定期的にまたは必要に応じて随時、理事会、常務会及び監事等に対して金融円滑化関連情報または金融円滑化管理の状況について報告を行う。

(情報の共有)

第6条 金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店等から報告を受けた情報、または理事会、常務会及び監事等に対して報告を行った情報のうち、適切な金融円滑化の実施にあたって必要と判断した情報については、関係業務部門及び営業店等に対して還元し、共有する。

(関係業務部門等との連携)

第7条 金融円滑化管理責任者等は、適切な金融円滑化管理の実施を確保するため、必要に応じて関係業務部門及び営業店等と連携し、金融円滑化管理に取り組む。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(付 則)

本規程は、平成21年12月24日から適用する。

以 上